

困ったときは 市消費生活センターへ相談を！

問 ▶ 商工課 (☎ <71> 2235)

甘い言葉や優しい語り口等、巧みな手口であなたをだまそうとする悪質商法。あなたの身の周りにもその危険は潜んでいます。

「変だな」「怪しいな」と思ったら、気軽に市消費生活センターへ相談してください。

あなたを狙う

悪質商法の手口

悪質商法の被害が後を絶ちません。私はだまされないから大丈夫とっていませんか。

点検商法

- ▶ 無料で点検するといって訪問し、「このままでは危険だ」等と不安をあおり、必要のない契約や高額な商品の購入を迫ります。



ワンクリック請求

- ▶ アダルトサイト等で年齢確認ボタンを押しただけで突然会員登録され、画面に請求情報が張り付いて取れなくなります。



投資商法

- ▶ 「必ずもうかる」「値上がり確実」等と、利益になることを強調して投資の勧誘をします。



市消費生活センターにも悪質商法による被害の相談が寄せられています。(平成28年4月～12月)

種類	相談件数
点検商法	6件
ワンクリック請求	21件
投資商法	25件

あなたの味方

市消費生活センター

消費生活相談員が悪質商法や商品・サービスに関するトラブル、苦情等の相談に応じます。一人で悩まず、気軽に相談してください。

受付時間

- ▶ (月)(火)(水) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分 (祝、年末年始を除く)

相談場所

- ▶ 市役所相談室(北庁舎1階)
※電話相談も可。

対象者

- ▶ 市内在住・在勤・在学者

注意事項

- ▶ 予約を優先します。予約は希望日の1週間前から商工課で受け付けます
- ▶ 契約書や領収書等があれば相談時に持参してください
- ▶ 相談内容や状況に合わせて事業者とのあっせん交渉や助言、専門機関の紹介等を行います

第4火曜日は弁護士が相談に応じます

多重債務や複雑な法律問題について、弁護士に無料で相談できます。詳しくは商工課へ問い合わせてください。

※予約制、相談は1人30分。

※消費生活相談員が同席します。